

令和2年6月5日
新潟市まち・ひと・しごと創生会議
山岸委員提供資料

令和2年度 第1回 新潟市まち・ひと・しごと創生会議



説明資料

令和2年6月5日
新潟財務事務所

財務局・財務事務所の取組み

○地域連携

- 財務局・財務事務所の役割
 - － 施策を通じた「地域貢献」・・・国民生活の安定・向上と我が国経済の発展に貢献
- 基本方針
 - － 地域の声を聞き、多様な意見を吸い上げて、地域の課題・ニーズに応じ、地域貢献
 - － 地域の担い手の間のつなぎ役(触媒)になるとともに、財務局(財務事務所)がもつネットワークと地域をつなげることにより、ハブ機能を発揮

○第9回新潟活性化サロン（令和元年12月4日開催 @新潟美咲合同庁舎2号館）

- ・ テーマ:「トライアングルでの共創 魅力発信×事業創造×人材確保」
- ・ 講師:地域共創ネットワーク(株) 代表取締役 坂本 忠弘 氏
- ・ 概要:別紙(次ページ)参照

【活性化サロンのテーマ設定について】

- ・ 中小企業等の経営者の方々等に赴き、地域の抱える課題や特徴的な取組について対話を行う中で、地域における魅力発信や地場産業における人材確保について苦慮されているとの課題が顕在化
- ・ 財務事務所のネットワークにより、地域の取組に精通する坂本氏に相談したところ以下の提言をいただき、基調講演を依頼
 - － 魅力発信や人材確保といった課題を個々に検討するのではなく、
 - － 地域活性化の重要な視点である「魅力発信」、「事業創造」、「人材確保」を一体(トライアングル)として捉え、
 - － 課題解決に向け、皆が当事者となって事業者、自治体、金融機関等が連携しながら、
 - － 三つの課題を一体的に考え、地域の関連するよきものをつなげていく「協働・共創」というアプローチが必要ではないか

【議論のポイント】

- ・ 「協働・共創」という視点が、今後の地方創生・地域活性化を推進するために重要であることを意見交換を通じて共有
- ・ 個別の論点においては、民間主導、クラウドファンディング、WEB活用、副業兼業(パラレルキャリア)など

第9回新潟活性化サロン トライアングルでの共創 - 魅力発信×事業創造×人材確保 -

- ◇ 令和元年12月4日開催
- ◇ ゲストスピーカー 坂本 忠弘 地域共創ネットワーク代表取締役

「トライアングルでの共創 - 魅力発信×事業創造×人材確保 -」発表概要

1. 事業創造（キーワード：「掛け合せ」「協同協働」）

- 京都ではモノづくりの担い手と訪れる人との交流の場である「DESIGN WEEK KYOTO」が開催されている。オープンファクトリーやイベント開催を通じて、伝統工芸の担い手と異種職人に、クリエイターやマーケター、サポーターやユーザーが、さまざまに交わり、モノづくりの現場で刺激し合うことで、京都の創造性をより広げ、深めるきっかけの場となっている。
- 京都信用金庫では、1年を通じてサロン形式で企業経営者を支援する場を支店所在の各地で開設している。スモールビジネスを営む起業家が気兼ねなく参加できるコミュニティであり、主体的に参加することで自らの成長を実感でき、横のつながりも生まれ、「地域を元気にしたい」という同じ志を持つ起業家が地域内のすぐ近くにいることを認識できる場として、価値あるものとなっている。
- 地域の製造業の中小企業が協同協働で仕事を引き受け製品を創造していく「京都試作ネット」という連携事例もある。これは、製造業自らが運営する開発試作に特化した「Bto B」のインバウンドサイトを通じて、小ロットの試作分部品加工案件から大型開発試作案件まで、参画企業50数社が連携して企業開発者の思いの実現に向けて取り組むものである。

2. 魅力発信（キーワード：WEBコミュニケーション）

- クラウドファンディング（購入型）を事業者側からみると、企画した商品を市場に投入する前にどれくらいの反響があるのか、テストマーケティングの意味合いでも活用されている。
- 魅力発信という観点からは、「地域を越えて様々な動きを伝え、共感や価値観を共有する可能性」、「生産者の協同協働で新たなサービスを創造する可能性」、「消費者と直接つながり、商流を見える化し、参画型の活動を生み出す可能性」、という3つの可能性があると考えられる。

3. 人材確保（キーワード：「体験創造」「副業兼業」）

- 企業と社員の関係をどう考えるか。企業が社員をどう使うか（人数管理）ではなく、企業と社員がどう結びつくか（共感創造）、更には、社員が企業をどう使うか（体験創造）という考え方が求められてきているのではないかと考える。人材を確保するためには、「この職場で社員が何を実現できるのか」、「どのような経験ができるのか」、という観点を意識することが重要。
- 京都信用金庫では、地元の中企業の次代を担う若手社員を対象に、「働き甲斐」や「10年後の自分の将来像」などをテーマとしたトークセッションや、グループワーク、懇親会を通じて、他社の同世代同士のつながりを作る異業種交流会も定期的に開催している。このような交流を通じて、自社内だけでは得られない「新たな気づき」を持ち帰ることで自身の成長と社内の活性化につながるもの。
- 人材の流動化をどう捉えるか。本業と並行して異業種に就くことを認める副業制度の解禁が金融機関においても広がりは始めている。職員の多様性を育むとともに、人口減少が課題となっている地域の活性化につながるのではないかと考える。

新潟県内の経済情勢(令和2年4月判断)

令和2年4月27日公表

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、弱含んでいる。

【総括判断】

項目	前回(2年1月判断)	今回(2年4月判断)	前回比較
総括判断	一部に弱い動きがみられるものの、回復しつつある。	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、弱含んでいる。	

(判断の要点)

- ・個人消費は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、弱含んでいる。
- ・生産活動は、緩やかに回復しつつあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下では横ばいの状況にある。
- ・雇用情勢は、改善の動きに一服感がみられる。

項目	前回(2年1月判断)	今回(2年4月判断)	前回比較
個人消費	一部に弱い動きがみられるものの、回復しつつある。	新型コロナウイルス感染症などの影響により、弱含んでいる。	
生産活動	緩やかに回復しつつある。	緩やかに回復しつつあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下では横ばいの状況にある。	
雇用情勢	改善している。	改善の動きに一服感がみられる。	
設備投資	元年度は減少見込みとなっている。	元年度は減少見込みとなっている。	
住宅建設	前年を下回っている。	前年を下回っている。	
公共事業	前年を上回っている。	前年を上回っている。	
企業収益	元年度は減益見込みとなっている。	元年度は減益見込みとなっている。	
企業の景況感	「下降」超幅が拡大している。	「下降」超幅が拡大している。	

【先行き】

先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響による極めて厳しい状況が続く見込みであり、さらなる下振れリスクにも十分注意する必要がある。

法人企業景気予測調査(令和2年1~3月期調査)

令和2年3月12日公表

県内法人企業の景況判断は2期連続して「下降」超幅が拡大

景況判断BSI	前回調査時 (元年10-12月期)	現状判断 (2年1-3月期)	来期見通し (2年4-6月期)	来々期見通し (2年7-9月期)	調査時点 : 令和2年2月15日 調査対象 : 新潟県内に所在する 資本金1千万円以上の 法人215社 回答法人数 : 190社
全規模・全産業	(▲20.9)	▲34.2 (▲19.8)	▲15.3 (▲3.7)	▲5.3	

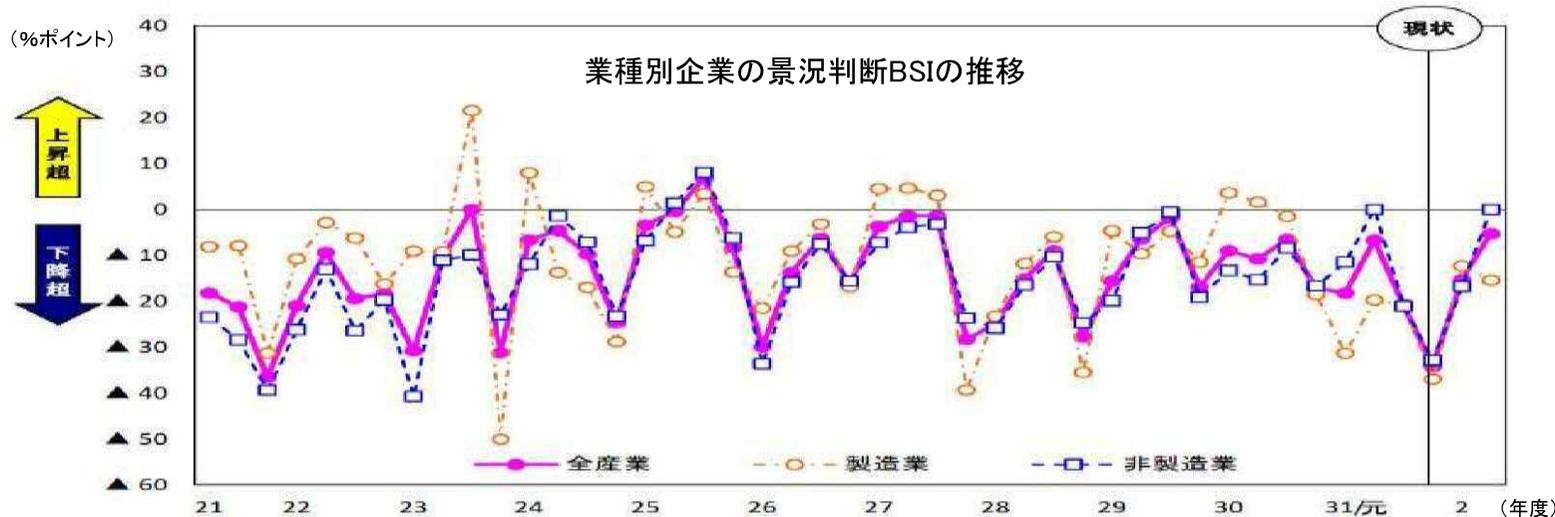
●業種別・企業規模別の景況判断は次のとおり。

景況判断BSI	製造業	非製造業	大企業	中堅企業	中小企業
現状判断	▲36.9 (▲22.2)	▲32.8 (▲18.5)	▲21.4 (▲7.1)	▲20.4 (▲22.0)	▲46.5 (▲24.2)

●元年度企業収益: 前回調査時から増収に転じ、減益幅が縮小 ●元年度設備投資: 前回調査時から減少幅が拡大

前年度比	売上高	経常利益	設備投資
全規模・全産業	0.0 (▲2.1)	▲15.5 (▲19.3)	▲9.0 (▲0.4)
製造業	▲1.1 (▲4.2)	▲25.1 (▲33.0)	▲7.7 (▲2.1)
非製造業	1.4 (0.4)	▲0.2 (2.9)	▲11.1 (2.2)

(注)各表中の()書の計数は、前回調査(元年10~12月期)調査結果



1. 資金繰り支援

日本公庫等による特別貸付

個 中小

■日本政策金融公庫等で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます。

【特別貸付】

- 対象：最近1ヵ月の売上高が前年比等で5%以上減少した方
- 限度額：6千万円(国民事業※1)、3億円(中小事業※2) ※1 個人事業主・小規模企業向け
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 ※2 中小企業向け
いずれも据置5年以内

【利子補給による実質無利子化】

上記対象先が下記要件を満たせば実質無利子となります。

- 対象：①個人事業主(事業性あるフリーランス含む)・・・要件なし
- ②小規模法人※3・・・売上高▲15%
- ③中小事業者(上記①②を除く)・・・売上高▲20%
- 補給上限：融資額3千万円(国民事業)、同1億円(中小事業)当初3年間

※3 小規模要件：卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
製造業、建設業、運輸業等は従業員20名以下



【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

※ 上記と同類の制度として、商工組合中央金庫の「危機対応融資」もあります。

日本公庫等の既往債務の借換

個 中小

■日本政策金融公庫等の**過去の借入を一部実質無利子で借換**できます。

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金の危機対応融資について、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象にします。

- 実質無利子化の限度額：3千万円(公庫国民事業)
1億円(公庫中小事業、商工中金)
- 借換限度額※：6千万円(公庫国民事業) ※新規融資と借換の合計額
3億円(公庫中小事業、商工中金)

【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
商工組合中央金庫 相談窓口：0120-542-711

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け **【新潟県版】**

民間金融機関による実質無利子・保証料ゼロの融資

個 中小

■新潟県の制度融資により、民間金融機関で**3年間実質無利子・無担保・保証料ゼロの融資**が受けられます。

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた方

●適用要件・内容

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者(上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

- 融資限度額：3千万円

※ 信用保証付既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能
※ 上記融資を申込された方のうち、正式な融資実行前のつなぎ融資(実質無利子)も開始

【取扱窓口】最寄りの県制度融資取扱金融機関

【制度の問合せ先】新潟県「中小企業金融相談窓口」：025-285-6887

信用保証

個 中小

事業者の皆様が民間金融機関から融資を受ける際、新潟県信用保証協会が公的な保証人となり、資金繰りをサポートします。

- 一般保証：借入債務の80%を保証(最大2.8億円)
- セーフティネット保証
4号：幅広い業種で影響が生じている地域について借入債務の100%を保証
5号：特に重大な影響が生じている業種について借入債務の80%を保証(4号、5号を合わせて最大2.8億円。一般保証と別枠)
- 危機関連保証：危機時に、全国・全業種を対象に借入債務の100%を保証(最大2.8億円。上記2つと別枠)

【窓口】新潟県信用保証協会：025-210-5141

最寄りの
信用保証協会



2. 給付金・補助金

持続化給付金

個 中小

■ 事業全般に広く使える**現金が最大200万円支給**されます。

- 給付額(上限)：200万円(法人)、100万円(個人)
- 対象者：売上が前年同月比で50%以上減少 等

【窓口】**経済産業省 持続化給付金事業コールセンター**
0120-115-570

経済産業省HP
持続化給付金
ページ



雇用調整助成金の特例措置の拡大

個 中小

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が従業員を休業させた場合、**休業手当等が最大10/10助成(1日あたり8,330円を支給上限)**されます。(緊急対応期間:4月1日～6月30日)

- ※ クーリング期間要件を撤廃、被保険者期間要件を撤廃、生産指標要件を緩和、対象者を拡充
- ※ 5月中にオンライン申請が可能となる予定(厚労省が後日公表予定)

【窓口】**最寄りのハローワーク**

厚生労働省HP
雇用調整助成金
ページ



新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

個 中小

■ 臨時休業をした小学校等に通う子どもの世話等を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、事業者が有給の休暇を取得させた場合、**休暇中に支払った賃金相当額×10/10助成(1日あたり8,330円を支給上限)**されます。

【窓口】**厚生労働省 学校等休業助成金・支援金等
相談コールセンター：0120-60-3999**

厚生労働省HP
休暇取得助成金
ページ



国の各種施策
経済産業省HP特設ページ



都道府県、市町村など各自治体の支援策
中小機構が運営する情報発信サイト
「J」-Net21



3. 社会保険料及び国税の納付の猶予制度

厚生年金保険

厚生年金保険料を一時に納付することで、事業継続が困難になるなどの要件に該当するときは、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】**最寄りの年金事務所 申請書類・手続等**



国税

■ 事業収入が減少する場合の**納税猶予の特例**

国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

- 2月以降、事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者に、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予

【窓口】**所轄の税務署(徴収担当)**

財務省HP
納税猶予
ページ



国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

特別な理由がある者については、条例等の定めに基づき、市町村に申請等することにより、猶予が認められることがあります。

【窓口】**国民健康保険料
介護保険料
後期高齢者医療制度の保険料**

お住まいの
市町村の
担当課

4. 金融機関への配慮要請

- 財務省は関係機関と連携し、政府系金融機関(日本政策金融公庫等)に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取組むよう要請しています。
- 民間金融機関に対しても、事業者への積極的な支援(きめ細かな実態把握、経営の継続に必要な資金供給、既存融資の条件変更に係る迅速かつ柔軟な対応等)を実施するよう、金融庁が要請しています。

5. 関東財務局 新型コロナウイルス専用ダイヤル

関東財務局は、新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関とのお取引に係る相談等を受け付けるため、相談ダイヤルを下記のとおり開設しています。

【受付電話番号】048-615-1779